



DVD 講習

改正民法が建築士業務に与える 影響等に関する説明会

平成29年4月に121年ぶりに民法が改正され、令和2年4月1日に施行されます。
この改正の目的は、社会・経済の変化への対応、ルールの特明確化です。
建築業界に影響があり、特に重要な点は以下の4点です。

- ① 「瑕疵」の削除と契約不適合の概念を用いること
- ② 「契約不適合」の効果
追完請求権、代金減額請求権、損害賠償請求権、解除権
- ③ 消滅時効等の期間制限
- ④ 建築物請負契約の解除

国民生活に直接大きな影響力を持つ法律の改正です。建築士の皆様に改正民法が与える建築士の業務への今後の影響について理解を含めていただくため、説明会を開催します。

主 催	(公社)日本建築士会連合会・(公社)岐阜県建築士会		
開催日時	令和2年3月6日(金) 受付17:50 18:00~20:15		
開催場所	OKB ふれあい会館 301 中会議室		
定 員	50名 ※先着順にて定員に達し次第締め切ります。		
講義内容	講義1 改正民法について		
	講義2 改正民法が工事請負契約に与える影響		
	講義3 改正民法が設計監理契約に与える影響		
DVD 講師	大森有理(弁護士:大森法律事務所)		
	後藤伸一(明治大学大学院客員教授:ゴウ総合計画)		
	川崎修一(川崎建築計画事務所)		
受 講 料	岐阜県建築士会会員	1,000円	(テキスト代、税込)
	一般	2,000円	(テキスト代、税込)
※当日、会場でお支払いください。			
申込方法	裏面の申込書にご記入の上、FAXにてお申込みください。		